

●香川県告示第163号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成16年香川県告示第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(公表事項及び公表の方法) 第2条 略			(公表事項及び公表の方法) 第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。		
公共工事 又は委託 業務	公表事項	閲覧場所	公共工事 又は委託 業務	公表事項	閲覧場所
略			略		
入札による委託業務	略	略	入札による委託業務	略	公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が1,000万円以上のものにあつては土木監理課、1,000万円未満のものにあつては当該委託業務を執行する課等
	最低制限価格及び低入札価格調査基準価格			低入札価格調査基準価格	
略			略		

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。